

自然公園ワーケーション推進事業業務委託仕様書

1 業務の名称

自然公園ワーケーション推進事業業務

2 業務委託の目的

愛媛県の自然公園は、豊かな自然環境や歴史・文化、温泉などの魅力にあふれています。新しい働き方であるワーケーションの適地となる要素を有していることから、エコツアーやアクティビティなどの自然体験、生物多様性の保全を切り口とした環境保全、さらには地域の人々との交流を取り入れた自然公園ならではのワーケーションを促進することにより、自然公園への誘客を推進するとともに長期滞在へつなげていく。

については、本事業の企画運営に係る業務を委託する。

3 業務期間

契約締結日～令和6年2月29日(木)

4 事業費（委託料）

2,800,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）を上限とする。

5 業務実施方針

本業務の趣旨を十分に考慮したうえで、下記の内容に係る事業の実施に必要な一切の業務を行うこと。

- (1) 本事業を通じて、ワーケーション参加者への愛媛県内にある国立・国定・県立自然公園の魅力の周知、交流人口・関係人口の拡大を図ること。
- (2) 愛媛県内の各自然公園でのワーケーションの実施について、情報発信すること。

6 業務内容

(1) ワーケーションモデルプランの造成

- ①以下の表のとおり、3泊4日計2コースのワーケーションツアープランを造成すること。

石鎚国定公園（必須）	1コース（3泊4日）
瀬戸内海国立公園、足摺宇和海国立公園、四国カルスト県立自然公園、皿ヶ嶺連峰県立自然公園、佐田岬半島宇和海県立自然公園、肱川県立自然公園、金砂湖県立自然公園、奥道後玉川県立自然公園、篠山県立自然公園（選択）	左記の自然公園から1つ以上選択し、1コース（3泊4日）

- ②造成にあたっては、リモートワークとアクティビティ活動の両方又はアクティビティ活動が自然公園内で実施されるものであること。

- ③アクティビティ活動の内容にエコツアー、環境保全、地域交流の要素を盛り込むこと。

- ④宿泊地については、選定した自然公園内又は自然公園と同一市町とする。

- ⑤雨天時にアクティビティ部分が実施不可とならないよう代替案についても設定しておくこと。

(参考)

【モデルツアーエ】

実施公園	石鎚国定公園プラン	奥道後玉川県立自然公園プラン
宿泊施設	国民宿舎石鎚(石鎚山土小屋登山口)	鈍川温泉ホテル(鈍川集団施設地区)
自然体験	登山、キャンプ、キャニオニング、 ヒルクライムなど	E-BIKE ツアー、SUP、川釣り(ニジマス)など
保全活動	防鹿ネット設置、シカ食害調査など	ウンランなど特定希少野生動植物の 環境保全
地域交流	石鎚黒茶づくり、石鎚黒茶づくり	鈍川温泉旅館組合の定例会への出席

(2) ワークショットモデルツアーエの実施

- ① (1) で造成した各コースをもとに、令和5年8月～令和6年2月末までに各1回モデルツアーエを開催すること。
- ②ツアーエ実施に必要な手配、関係者との連絡・調整を行うこと。
- ③大都市圏(東京・大阪等)の企業から参加者を募集・選定して各コース5名以上で実施すること。(コースごとで参加者が重複しないこと。)
- ④参加者の交通費及び滞在費等の全部又は一部を委託料に含めること。
- ⑤募集用として、モデルツアーエのチラシデータを作成すること。
- ⑥リモートワーク時に支障がないよう必要に応じてWi-Fi環境を整えること。
- ⑦ツアーエ実施にあたって、自然公園法、その他法令を遵守すること。
- ⑧ツアーエ実施後、参加者及び関係者からアンケートを徴し、課題の抽出等、事業の検証を行うこと。

7 成果の帰属及び秘密保持

- (1) 本業務で得られた成果は、原則として委託者に帰属する。
- (2) 本業務に関し、受託者から委託者に提出された計画書等は、本業務以外の目的で使用しない。
- (3) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (4) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

8 その他留意事項

- (1) 受託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけること。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ県と協議のうえ処理すること。